

議案第88号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第32条中「給水装置の工事等の申込者（以下「申込者」という。）」を「申込者」に改める。

別表第3中

「

第6条第1項の工事事業者として指定するとき（指定給水装置工事事業者指定手数料）	1件につき	10,000円
---	-------	---------

」を

「

第6条第1項の指定をするとき（指定給水装置工事事業者指定手数料）	1件につき	10,000円
法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき（指定給水装置工事事業者指定更新手数料）	1件につき	8,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付をするとき（指定給水装置工事事業者証再交付手数料）	1件につき	3,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料等を徴収するため、本案を提出する。